

京都市いじめ問題調査委員会会議傍聴要領

(傍聴手続)

第1 会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ傍聴の申込をすることとし、先着順の上、定員を超え次第、申込を終了する。

(傍聴に係る遵守事項)

第2 傍聴人は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(会議の秩序維持)

第3 傍聴者は、委員長又は庶務の指示に従うこと。

- 2 委員長は、傍聴人が上記第2の規定に違反したと認めるときは、当該違反行為を制止し、当該傍聴人がこれに従わないときは、会議場からの退去を命じることができる。